

目 次

下水道施設 建築機械・建築電気設備工事編

第1章 建築機械・建築電気設備工事一般事項

第1節 総 则

下-3-1-1-1-1 適用	1章-1
下-3-1-1-1-2 市民対応	1章-1
下-3-1-1-1-3 部分払	1章-1
下-3-1-1-1-4 建築機械・建築電気設備工事提出書類	1章-1
下-3-1-1-1-6 承諾図面	1章-2
下-3-1-1-7 工事写真	1章-2
下-3-1-1-8 完成図書	1章-2
下-3-1-1-9 撤去品の処理	1章-2
下-3-1-1-10 広域認定制度による撤去品の処理	1章-2

第2節 共通工事一般事項

下-3-1-2-1 工事打合せ	1章-3
下-3-1-2-2 事前調査	1章-3
下-3-1-2-3 始業時の点検	1章-3
下-3-1-2-4 工事検査	1章-3
下-3-1-2-5 段階確認	1章-3
下-3-1-2-6 下水処理場構内等における工事	1章-4
下-3-1-2-7 機器搬入	1章-4
下-3-1-2-8 クレーン等の使用	1章-4
下-3-1-2-9 ガスボンベの使用	1章-4
下-3-1-2-10 ガス及び電気溶接機等の使用	1章-4
下-3-1-2-11 機器及び材料の保管	1章-4
下-3-1-2-12 予備品等の納入	1章-4
下-3-1-2-13 不具合時の措置	1章-5

第3節 施工管理

下-3-1-3-1 一般事項	1章-5
下-3-1-3-2 施工計画書	1章-5
下-3-1-3-3 材料の品質	1章-5
下-3-1-3-4 材料の確認	1章-6
下-3-1-3-5 材料の試験及び検査	1章-6
下-3-1-3-6 工程管理	1章-6
下-3-1-3-7 施工記録	1章-6
下-3-1-3-8 機器類の据付	1章-6
下-3-1-3-9 アスベストの除去	1章-8
下-3-1-3-10 据付け心出し	1章-8
下-3-1-3-11 あと施工アンカー	1章-8
下-3-1-3-12 コンクリート工及びモルタル工	1章-9
下-3-1-3-13 はつり工	1章-9
下-3-1-3-14 掘削工	1章-9

第4節 塗装一般事項

下-3-1-4-1 指定色及び記号	1章-10
下-3-1-4-2 電線管等の塗装	1章-10
下-3-1-4-3 塗工作業	1章-10

第5節 溶融亜鉛めっき一般事項	
下-3-1-5-1 適用範囲	1章-10
下-3-1-5-2 亜鉛めっきの品質	1章-11
下-3-1-5-3 試験その他	1章-11
第6節 工場試運転及び検査	
下-3-1-6-1 工場検査	1章-11
下-3-1-6-2 試験成績書	1章-11
第7節 現場確認運転及び検査	
下-3-1-7-1 設備の調整	1章-11
下-3-1-7-2 建築機械設備の現場確認運転及び検査	1章-12
下-3-1-7-3 建築電気設備の現場試験及び検査	1章-12
下-3-1-7-4 各種検査	1章-12
下-3-1-7-5 運転成績書、検査記録書	1章-12
下-3-1-7-6 取扱い説明書	1章-12
第8節 一般製品の製作会社等の指定	
下-3-1-8-1 一般製品及び一般材料	1章-12
下-3-1-8-2 建築機械設備工事用機器材	1章-13
下-3-1-8-3 建築電気設備工事用機器材	1章-15
下-3-1-8-4 機器製作会社の統一	1章-15

第2章 換気設備工事

第1節 耐食形送風機	
下-3-2-1-1 一般事項	2章-1
下-3-2-1-2 構造	2章-1
下-3-2-1-3 ケーシング	2章-1
下-3-2-1-4 羽根	2章-1
下-3-2-1-5 主軸	2章-1
下-3-2-1-6 支持又は補強材	2章-1
下-3-2-1-7 塗装	2章-1
下-3-2-1-8 たわみ継手	2章-1
第2節 ステンレス鋼板製ダクト	
下-3-2-2-1 ステンレス製ダクトの区分	2章-1
下-3-2-2-2 ステンレス製ダクト用材料	2章-2
下-3-2-2-3 スパイラルダクト	2章-3
下-3-2-2-4 ステンレス製ダクト付属品	2章-3
下-3-2-2-5 ステンレス製ダクトの製作及び取付け	2章-5
下-3-2-2-6 ステンレス製ダクトの勾配	2章-8
第3節 ビニル製ダクト	
下-3-2-3-1 適用	2章-8
下-3-2-3-2 ビニル製ダクトの区分	2章-9
下-3-2-3-3 ビニル製ダクト用材料	2章-9
下-3-2-3-4 ビニル製ダクト付属品	2章-10
下-3-2-3-5 ビニル製ダクトの製作及び取付け	2章-11
下-3-2-3-6 ビニル製ダクトの勾配	2章-17
第4節 ドラフトチャンバー（標準形及びエーカーテン形）	
下-3-2-4-1 構造	2章-17
下-3-2-4-2 本体	2章-17
下-3-2-4-3 前面扉	2章-18
下-3-2-4-4 エーカーテンユニット	2章-18
下-3-2-4-5 排気口	2章-18

下-3-2-4-6	バッフルプレート及びバッフルダクト	2章-18
下-3-2-4-7	ドラフトチャンバー付属品	2章-18
下-3-2-4-8	ドラフトチャンバーのその他	2章-19

第5節 ドラフトチャンバー

(排ガス洗浄装置付き標準形及び排ガス洗浄装置付きエアーカーテン形)

下-3-2-5-1	洗浄塔	2章-19
下-3-2-5-2	循環槽	2章-19
下-3-2-5-3	バッフルプレート及びバッフルダクト	2章-19
下-3-2-5-4	ドラフトチャンバー付属品	2章-20
下-3-2-5-5	ドラフトチャンバーのその他	2章-20

第6節 排ガス洗浄装置(スクラバ)

下-3-2-6-1	構造	2章-20
下-3-2-6-2	処理方式及び処理能力	2章-20
下-3-2-6-3	洗浄塔本体	2章-20
下-3-2-6-4	循環槽	2章-21
下-3-2-6-5	送風機	2章-21
下-3-2-6-6	循環ポンプ	2章-21
下-3-2-6-7	薬液槽	2章-21
下-3-2-6-8	共通架台	2章-22
下-3-2-6-9	排ガス洗浄装置のその他	2章-22
下-3-2-6-10	pH指示計	2章-22
下-3-2-6-11	制御盤	2章-22
下-3-2-6-12	電気工事	2章-23

第3章 ガス設備工事

第1節 ガス設備工事

下-3-3-1-1	機材及び施工	3章-1
-----------	--------	------

第2節 消化ガス配管

下-3-3-2-1	管及び継手	3章-1
下-3-3-2-2	弁類	3章-1

第4章 建築電気設備工事

第1節 電気設備一般事項

下-3-4-1-1	電気設備の設計並びに工事	4章-1
下-3-4-1-2	電気機器の規格及び準拠する法令又は規則	4章-1
下-3-4-1-3	電力会社及び通信会社等への手続き	4章-1
下-3-4-1-4	配電盤類一般事項	4章-1

第2節 電気工事一般事項

下-3-4-2-1	図面	4章-2
下-3-4-2-2	配管	4章-2
下-3-4-2-3	配線	4章-3
下-3-4-2-4	機器据付	4章-3
下-3-4-2-5	接地	4章-3
下-3-4-2-6	ケーブルラック	4章-4
下-3-4-2-7	ケーブルダクト	4章-4
下-3-4-2-8	プルボックス	4章-5
下-3-4-2-9	マンホール及びハンドホール	4章-5
下-3-4-2-10	地中電線路	4章-5

下-3-4-2-1-1	地中電線路の道標及び標識シート	4章-6
下-3-4-2-1-2	ケーブルピット	4章-6
下-3-4-2-1-3	耐火処置	4章-6
下-3-4-2-1-4	機器の取付高さ	4章-6
下-3-4-2-1-5	コンセントの使用電圧	4章-6
下-3-4-2-1-6	スイッチの用途と使用電圧	4章-6
下-3-4-2-1-7	プレートの材質	4章-6
下-3-4-2-1-8	電線の識別	4章-6

第3節 照明設備工事

下-3-4-3-1	照明器具の種類及び取付位置	4章-7
下-3-4-3-2	蛍光灯の安定器	4章-7
下-3-4-3-3	HID灯用安定器収納箱	4章-7
下-3-4-3-4	HID灯柱	4章-7
下-3-4-3-5	HID灯用の安定器及び開閉器類	4章-7
下-3-4-3-6	配管及び配線要領	4章-7

第4節 防災設備工事

下-3-4-4-1	自動火災報知器用受信機	4章-8
下-3-4-4-2	防排煙連動制御器	4章-8
下-3-4-4-3	消火ポンプの操作方式	4章-8
下-3-4-4-4	防災用照明器具	4章-8

第5節 雷保護設備工事

下-3-4-5-1	雷保護設備工事	4章-9
-----------	---------	------

第6節 昇降機設備工事

下-3-4-6-1	昇降機設備工事	4章-9
配電盤製作仕様		4章-10

建築機械・建築電気設備工事 添付資料

建築機械・建築電気設備工事 提出書類一覧表及び様式	添-1
提出資料様式	添-2
施工計画書作成要領	添-12
工事写真作成要領	添-29
官公署届出書類一覧	添-50